

京都市立小学校冷房化等事業の現地見学を踏まえての

質問及び回答について

京都市立小学校冷房化等事業の現地見学を踏まえて、以下の質問が寄せられましたので、回答と併せて公表します。（質問者に関する内容は、公表しません。）

ただし、事業者等からの質問等を受けて、入札説明書等の内容を見直し、詳細化し補完を行うことがありますので、御留意ください。

なお、質問の内容は原文のまま掲載していますが、質問の資料名、ページ、項目の漏れ又は誤記については、追記又は訂正を行いました。

平成 17 年 9 月 12 日

現地見学を踏まえての質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
1	入札説明書	3	第2 1 (7)	「事業者の募集及び選定は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式による～」と、「本事業は、～地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用されます。」とは、互いに矛盾するように思われますが、いかがでしょうか。 (後者の政令第9条に「地方自治法施行令第百六十七條の十第二項(同令第百六十七條の十三において準用する場合を含む。)の規定は、特定調達契約については、適用しない。」とあります。)	御指摘の地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第9条は地方自治法施行令第167条の10第2項についての規定です。入札説明書に記載しておりますのは、地方自治法施行令第167条の10の2（第1項から第5項）ですので、矛盾はしておりません。
2	入札説明書	5	第2 2 (2) ア (イ)	「資格審査書類提出日、入札予定日（入札書及び提案書提出予定日）及び選定事業者決定日の3時点のいずれの日においても～」とあります。この特定された3時点以外の日において競争入札参加停止を受けていた場合には、参加資格を喪失しないという理解でよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。（3時点のいずれの日においても、参加停止期間にかかっていなければ参加資格を喪失することはありません。）
3	入札説明書	5	第2 2 (2) ア (イ)	選定事業者決定日とは、P3表1のうちの「事業者の選定・公表（公告）」を指すという理解でよろしいでしょうか。	選定事業者決定日とは、審査委員会の答申を受けて、京都市で最終的に決定した日のことです。従って、公表は決定日以後に行います。
4	入札説明書	8	第2 5 (1)	・指定校4校（朱雀第1・淳風・大野原・桂坂）の再見学は、可能でしょうか。	御要望の趣旨を踏まえ、別途再見学の機会を設けましたので、「現地見学実施要領」を御覧ください。
5	要求水準書	10	第3 2 (3) ア	・換気用ダクト類、冷媒配管類の窓ガラス以外の貫通において天井内、腰壁等の外壁貫通は可能でしょうか。	外壁貫通場所は、柱、梁及び耐力壁以外の場所とし、欄間はめ殺し部分、腰壁等とします。
6	要求水準書	11	第3 2 (3) ア	グリーン購入法の中で、氷蓄熱エアコンにおいては定格蓄熱利用冷房能力が28kw以上のものしかカテゴリーがありません。本事業計画で採用する機器が28kw未満のものに関してはグリーン購入法の空冷ヒートポンプエアコンに適用する性能を満足していればよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
7	要求水準書	11	第3 2 (3) ア	現地見学の中で数校に関して、学校側より室外機を屋上に設置して欲しいとのご要望がありましたが、すべて地上設置と考えてよろしいでしょうか。	地上設置とします。ただし、市と協議の結果、屋上に設置することの合理的な理由があると認められる場合に限り可とします。
8	要求水準書	11	第3 2 (3) ア	現地調査時に学校側の代表者より、室外機の設置位置を地上ではなく、屋上に設置してほしい旨の要望事項がありました。入札参加グループ間の条件を統一するため、現時点での各校の要望事項については個々には対応しないこととしてよろしいでしょうか。	地上設置とします。ただし、市と協議の結果、屋上に設置することの合理的な理由があると認められる場合に限り可とします。
9	要求水準書	11	第3 2 (3) ア	・室外機、熱源等にあつては、各対象校の敷地内、当該校舎と近接する地上部分に設置することとありますが、屋上等に将来用の空調機置場がある場合は、そのスペースの利用は可能でしょうか。	地上設置とします。ただし、市と協議の結果、屋上に設置することの合理的な理由があると認められる場合に限り可とします。
10	要求水準書	11	第3 2 (3) ア	エアコン室外機を設置するにあたり、既設の植栽・花壇・畑・一輪車置場・自転車置場・物置等の撤去および移設が多数考えられます。計画にあたり、撤去および移設ができるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 P11 第3 2 (3) アに記載のとおりです。既設物の扱いは移設、機能回復が基本です。ただし、市及び学校長が機能回復等を不要としたものについては、この限りではありません。
11	要求水準書	11	第3 2 (3) ア	PAC屋外機 保護ガードについて 保護ガードの設置はグラウンド側のみに設置するかと考えてよいでしょうか？ また、材質はメーカー標準仕様でよろしいでしょうか？ 蓄熱槽がある場合その部分に保護ガードは不要と考えてよろしいでしょうか？	事業者の提案によるものとします。なお、安全対策は、要求水準書 P11 第3 2 (3) アに記載の内容を踏まえ、事業者の責任において実施していただきますので、入札説明書等に係る参考資料「空調標準図（京都市都市計画局）」等を参考に十分な安全対策を行ってください。
12	要求水準書	11	第3 2 (3) ア	現地見学の結果を元に想定した機器設置場所が、詳細設計時のヒヤリングで不可であった場合は金額の増減が可能と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書案第19条ないし第23条に従って処理されることになります。
13	要求水準書	12	第3 2 (6)	今回、空調対象室に既設換気扇がある場合、400m ³ /h以上の能力があれば利用してもよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
14	要求水準書	12	第3 2 (6)	見学した学校の中には、換気扇、天井扇が既に取り付けられている教室があります。性能が要求水準を満たしていれば、今回の事業計画においては、既設機器を再利用するものと考えてよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。

現地見学を踏まえての質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
15	要求水準書	12	第3 2 (6)	・既存機器類（換気扇、天井扇、ファンヒータ等）は再使用としてもよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。ただし、機器（室内機）の性能の検討においては、既存の天井扇やファンヒータの送風による空気循環は考慮しないこととします。
16	要求水準書	12	第3 2 (6)	施工困難な場合、既設でついている換気扇等を取り外してもよろしいでしょうか。また、取り外した換気扇等は廃棄処分と考えて宜しいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。ただし、新たに取り付ける換気扇等は要求水準書記載の性能を確保するようにしてください。また、既設の換気扇を廃棄する場合は、事業者の責任において適正な廃棄を行うように留意してください。
17	要求水準書	14	第3 3 (3)	現地見学の中で校舎の耐震補強工事を行っている学校やこれから行う予定の学校があるとお聞きしております。他の工事も含めて予定がわかるようでしたらお知らせ下さい。また、現状での計画と考えておりますが支障ありませんでしょうか。	御指摘の平成17年度耐震補強工事の予定について、近日中に入札参加者代表企業にCD又はDVDにて提供します。他の工事については予定が明らかになり次第、選定事業者者に情報提供することを予定しております。 なお、事業計画作成に当たっては、現地見学時点での状況及び耐震補強工事予定を踏まえてください。 また、設計及び施工時において、別途工事との調整を十分行っていただくこととします（要求水準書p14）。
18	要求水準書	19	第3 6 (1)	今回、夜間蓄熱による空調機を設置した場合、学校の料金体系が変わります。空調設備に係わるエネルギー費用だけでなく、現状からどれだけエネルギー費用が増加するかを示す為に既存の設置されている空調機等の使用量（機器リスト）があれば頂けないでしょうか。	既存の設置機器のリスト等はありません。現地見学と公表資料（エネルギー消費実績等）をもとに御判断ください。 なお、No4の回答にもありますように、市の指定する4校等について再見学の日を設けますので、その際に既設空調機等の確認をお願いします。
19	要求水準書	19	第3 6 (1) 及び (2)	空気調和設備が稼働しない時期（4月、5月、10月）は、運転状況およびエネルギー量の計測・記録の業務は発生しないと認識していますが、よろしいでしょうか。	運転状況及びエネルギー量の計測・記録は標準稼働時期として指定する月のみで結構です。ただし、将来の気候変動等によって、標準稼働時期以外の月に空調機の稼働が必要となった場合には、当該期間の運転状況及びエネルギー量の計測・記録について、市と事業者が協議するものとします。
20	要求水準書	20	第3 6 (3)	フィルター清掃の実施日について、8/5の質問回答（No67）で原則平日を想定されていると理解しましたが、支障がなければ、授業時間帯であっても使用していない教室であれば実施することも可能でしょうか。それとも平日の放課後のみを想定されておりますでしょうか。	学校長との協議によって、平日の授業時間帯で使用していない教室のフィルター清掃を行うことが許可された場合には、実施可能です。
21	事業契約書(案)	10	第24条	「第24条に定める施工計画書及び週間工程表」とありますが、「第26条に定める施工計画書及び週間工程表」の誤りではないでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
22	事業契約書(案)	23	第46条	第46条第1項で、「～平成18年8月23日午前0時に、空気調和設備を各事業実施場所において、甲に引き渡すものとする。」とされています。一方で、同条第2項では「前項に定める引渡し時に、甲は、各私立小学校の校長の立会いのもと、～空気調和設備の引渡確認書を取り交わす。」となっています。甲乙間で引渡確認書の取り交わしがいつ行われるかご教示ください。	第46条に記載の時刻は、当該空気調和設備の所有権移転(危険負担移転)の時期を平成17年8月24日午前0時にするという趣旨で、この時点以降市の管理下に入るという意味です。事実上の引き渡し行為(引き渡し確認書の取り交わしを含む)は、その前後に行うものと考えており、前日または翌日になることも想定しておりますが、8月24日午前0時に取り交わした扱いにするという趣旨と御理解ください。
23	事業契約書(案)	29	第64条第1項	モニタリングについて、定期モニタリングは、原則、年2回(10月および4月)の書面検査と考えてよろしいでしょうか。	書面審査に加えて必要に応じて現地検査を行うことも想定しています。
24	事業契約書(案)	35～40	第72条～第76条	解除の際、貴市が負担される初期費用の支払方法として、「第65条に規定する当初の支払方法」、「第65条に規定する支払方法」、「契約解除前の支払いスケジュール」と、場合に応じて異なる表現にて規定されています。これらの意味はすべて同一と考えてよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。

現地見学を踏まえての質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
25	事業契約書(案)	39	第74条第2項(2)	第74条第4項(1)③や同項(2)④と同様、「本契約の一部解除により乙が被った損害」は、貴市が賠償くださるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の対象となる小学校の統合に伴う一部解除によって生じた損害について、初期費用に関するものは、第74条第2項(1)の規定により対応することとしており、維持管理費に関するものは、第74条第2項(2)に規定する甲と乙との協議において、その対応を定めることとしております。なお、維持管理費については解除後は維持管理業務がなされない以上、一部解除対象となった空調設備についての維持管理費はお支払いしないのが原則ですが、一部解除対象となった空調設備の所在場所や状況等を総合考慮して別途協議することとしております。
26	事業契約書(案)	40	第77条	空調設備が貴市に引渡される前に本契約が解除された場合において、貴市が現状での引渡を選択されなかったときに、これにより事業者が発生した費用等は貴市が負担くださる、という理解でよろしいでしょうか。(不可抗力による解除の場合は、8/5付質問及び回答No.148により、貴市の負担となっています。)	市が現状での引き渡しを求めない場合には、市が事業者に対して解除に伴う原状回復を求めることとなりますが、これに要する費用や事業者の被る損害については市が合理的な範囲内において負担することとなります。
27	事業契約書(案)	45	第89条	貴市が当該履行方法を指定し、かつ事業者が当該履行方法に係る第三者の権利の存在を知らなかったときに、事業者がその使用に関して要した費用(損害賠償に要するものを含む)は、貴市がご負担されると理解してよろしいでしょうか。	履行方法に関してはあくまでも事業者の責任と費用負担の下で実施していただきます。第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するのであれば事業者において事業者の費用負担で正当に実施できる状況を作り出したうえで実施していただく必要があります。
28	事業契約書(案)	63~64	別紙11 1(1)表および※	定期モニタリングのうち、室内環境の測定項目は、「温度」のみとの理解でよろしいでしょうか。また、甲が「建築物環境衛生管理技術者」により測定するとの理解でよろしいでしょうか。	室内環境の測定項目について、市としては最低限「温度」を測定するものと考えておりますが、室内の快適性等を検証するために、その他の項目(気流、湿度、有害物質濃度等)を測定することは妨げません。また、室内環境の測定は、事業者が測定を実施するものとし、事業者の測定結果について市が確認を行うこととします。
29	事業契約書(案)	66	別紙11 5(1)②	日常モニタリングの内容をお教えてください。別紙11-1のモニタリングの方法では、「定期モニタリング」と「随時モニタリング」しか記載されておられません。また、維持管理業務において、業務日誌の作成・提出は要求されておられません。	日誌の提出等、毎日行うものとしての日常モニタリングは要求水準としては求めていません。ただし、定期モニタリング等を行ううえで、市の指定する4校についての稼働状況のデータ記録は必要と考えられます。また、日ごとのモニタリングができるような提案を妨げるものではありません。 事業契約書(案)別紙11に、「日常モニタリング」の文言が2箇所ありますが、削除します。
30	※対象校に関する個別質問	-	-	006: 鳳徳小学校 校舎1階東側に学校管轄外の「鳳徳老人サービスセンター」がありますが、今回その上階の2・3階の8教室分の室外機をサービスセンターの窓側に設置を予定しています。設置は可能でしょうか。	設計及び施工段階での学校長との協議によります。
31	※対象校に関する個別質問	-	-	012: 栗只小学校 北校舎3階No.1室及びNo.2室に壁掛けエアコン(2HP程度)設置済みですが、撤去・移設を見込む必要がありますでしょうか。また移設であれば移設先を、ご指示願います。	「回答(別紙)」を御覧ください。
32	※対象校に関する個別質問	-	-	022: 朱雀第一小学校 犬走り等がなく、校舎の横がグランドの場合、防球フェンスを施し、グランドに室外機を設置しても宜しいでしょうか。	設計及び施工段階での学校長との協議によります。
33	※対象校に関する個別質問	-	-	022: 朱雀第一小学校 多目的室と視聴覚室の間の壁が壁全体が動く可動間仕切りとなっています。要求水準書に記載されている天井吊露出型の室内機を設置すると、可動間仕切りが動かなくなります。今回、多目的室と視聴覚室については、上がり天井部分に天井吊露出型を設置する方向で考えてよろしいでしょうか。	「回答(別紙)」を御覧ください。

現地見学を踏まえての質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
34	※対象校に関する個別質問			026：朱雀第七小学校 北校舎3階No.3室に避難器具がありました。下部の犬走りを空けるスペースは、1スパン程度と考えて宜しいでしょうか。消防からの指導等あれば、ご指示願います。	「回答（別紙）」を御覧ください。
35	※対象校に関する個別質問			030：醒泉小学校 2階No.1室およびNo.2室に床置型エアコン室内機があります。恐らく現在使用されていないようなので不要かと思われませんが、今回撤去処分は見込まなくてもよろしいでしょうか。	撤去処分は見込んでいただく必要はありません。
36	※対象校に関する個別質問			037：南大内小学校 学校側よりエアコン室内機はすべて天井カセット型にして欲しいとご要望がありました。また、教育委員会さんにもその旨をお伝えしておられると同時に聞きしましたが、計画にあたりすべて天吊型室内機と考えてよろしいでしょうか。	天井カセット型は要求水準では規定していません。事業者の御提案にお任せ致します。
37	※対象校に関する個別質問			069：一橋小学校 本館校舎1階No.1室のさくら学級において、スライドカーテンで一部間仕切りができるようになっていましたが、計画にあたり1室と考えてよろしいでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。
38	※対象校に関する個別質問			069：一橋小学校 北校舎1階No.8室の少人数教室が3室（教室1室、附室2室と思われる）に分かれていましたが、計画にあたり附室2室を除いた教室1室を対象室と考えてよろしいでしょうか。また、この教室の天井形状が非常に複雑な山型になっており、天吊型等の室内機の設置は困難と考えます。床置型等での計画としてもよろしいでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。
39	※対象校に関する個別質問			075：鏡山小学校 南校舎1階No.12室のたいよう1は、パーティションで区切られていますが計画にあたり、1室と考えてよろしいでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。
40	※対象校に関する個別質問			079：大塚小学校 東校舎1階に学校管轄外の児童館部分がありますが、今回その上階の2・3階の8教室分の室外機を児童館の窓側に設置を予定しています。設置は可能でしょうか。	設計及び施工段階での学校長との協議によります。
41	※対象校に関する個別質問			103：西京極西小学校 管理用務員室に防火受信盤がありますが、集中コントローラーは職員室に設置と考えてよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。
42	※対象校に関する個別質問			103：西京極西小学校 南校舎2階No.06室に壁掛エアコン（3HP程度）設置済みですが撤去・移設を見込む必要がありますでしょうか。また移設であれば移設先をご指示願います。	「回答（別紙）」を御覧ください。
43	※対象校に関する個別質問			104：葛野小学校 北校舎2階No.14室に壁掛エアコン（5.6kW）設置済みですが、撤去・移設を見込む必要がありますでしょうか。移設であれば移設先をご指示願います。	「回答（別紙）」を御覧ください。
44	※対象校に関する個別質問			116：桂坂小学校 3階No.16室がパーティションにより、資料室とPTA室に分かれていましたが、計画にあたり、1室と考えてよろしいでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。
45	※対象校に関する個別質問			123：深草小学校 北校舎3階No.15室に4方向天井カセット型エアコンが設置済みですが、撤去・移設を見込む必要がありますでしょうか。移設であれば移設先をご指示願います。もしくは今回対象外となるのでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。

現地見学を踏まえての質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
46	※対象校に関する個別質問			143：伏見住吉小学校 西館3階図書室に避難器具がありました。下部の犬走りを空けるスペースは、1スパン程度と考えて宜しいでしょうか。消防からの指導等あれば、ご指示願います。	「回答（別紙）」を御覧ください。
47	※対象校に関する個別質問			154：羽東師小学校 南校舎3FのNo.23資料室は中間に天井までの間仕切りがあり、2室に分かれていましたが計画にあたり、1室と考えてよろしいでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。
48	※対象校に関する個別質問			現状、学校No.12 薬只小学校 空調対象室No.01、02及び学校No.103 西京極西小学校 空調対象室No.04、学校No.104 葛野小学校 空調対象室No.14、学校No.152 神川小学校 空調対象室No.16には壁掛型のエアコンが、また、学校No.123 深草小学校 空調対象室No.15には天井カセット型のエアコンが、すでに設置されています。 今回の事業計画においては、既設機器は使用しないものとして、新たに、要求水準を満足する空調機器を設置するものと考えてよろしいでしょうか。 更には、新設機器設置の支障なければ、現状機器はそのまま残置しておくものと考えて、よろしいでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。
49	※対象校に関する個別質問			学校No.69 一橋小学校 空調対象室No.08は、現状ランチルームとして使用されており、内部に間仕切り等が設置されて、和室仕様となっています。 今回の事業計画においては、あくまでも、一つの教室として使用されるものと考えて、機器の選定をおこなうと考えてよろしいでしょうか。 更には、既存の間仕切り等の撤去及び教室として使用するための、改装工事は、今回事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。
50	※対象校に関する個別質問			学校No.116 桂坂小学校 空調対象室No.16は現状パーテーションにて2室に区切られ、教室以外の用途にて使用されています。 今回の事業計画においては、あくまでも、一つの教室として使用されるものと考えて、機器の選定をおこなうと考えてよろしいでしょうか。 更には、既存のパーテーションの撤去及び教室として使用するための、改装工事は、今回事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	「回答（別紙）」を御覧ください。
51	※対象校に関する個別質問			学校No.003 終野小学校 空調対象室No.19、24(校舎端の教室)、及び学校No.024 朱雀第四小学校 空調対象室No.06(校舎端の教室)が、戴いた資料関係と違い、現状は、廊下までを含んだ教室となっています。 今回の事業計画においては、現状の教室の大きさが正しいものと考えて、機器の選定をおこなうと考えてよろしいでしょうか。	御指摘の御理解で結構です。

※平成17年8月5日に公表しました「入札説明書等に関する質問及び回答」のうち、2項目について補足等を行い次のとおり明確化します。

No.	資料名	ページ	項目	内 容	回 答
44	要求水準書	P6, 11-12, 19, 25	第3 1(1)オ、2(3)イ、第3 6(1)、第4 1(4)イ	空調設備運転監視に対する電話回線または、PHS回線を事業者側で設置する場合に、回線のインシヤル費用、ランニング費用は、事業者負担となりますか。その際、PHS回線にて適用させて頂く場合の棒状アンテナは、職員室に露出取り付け可能でしょうか。また、アンテナ用ケーブル配管は、モールで宜しいでしょうか。	回線のインシヤル費用、ランニング費用は、事業者負担とします。また、職員室内のアンテナ露出設置、モールの設置は、業務に支障のない限り可とします。 業務への支障の有無は学校長との協議によるものとします。 なお、通信システムは、携帯電話基地局のように常時電磁波を発生するものではなく、エレベーターの遠隔監視や構内PHS端末機と同等の非常時微弱電磁波で人体等への影響に配慮したものであることが協議の前提となります。
140	事業契約書(案)	P34	第72条 3	本条にある「構成員」とはどこまでを含むのでしょうか。構成企業、協力企業は当然として、更に業務を受託する第三者も含むと考えて良いでしょうか。	御指摘の事業契約書(案)第72条第3項の「構成員」は、入札参加者である構成企業を指します。 なお、定義の明確化のため、事業契約書(案)及び基本協定書(案)に記載の「構成員」を「構成企業」に統一します。